

広島県教育委員会会議録

令和3年11月12日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年11月12日（金） 13：00開会

14：37閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱本清孝
管理部長	小川元史
学びの変革推進部長	富永六郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島伊保
参与	重森栄理
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	糸崎誠二
施設課長	坂光秀和
文化財課長	白井比佐雄
個別最適な学び担当課長	杉原満治
高校教育指導課長	竹志幸洋
豊かな心と身体育成課長	豊田由之

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について	1
日程第3	報告・協議1	高校生の就職をめぐる状況について	2
日程第4	報告・協議2	令和2年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について	4
日程第5	報告・協議3	令和3年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果速報について	7
日程第6	第1号議案	令和3年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	10
日程第7	第3号議案	広島県文化財保護審議会委員の任命について	10

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議をしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第3号議案は、委員の選考に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決します。

第1号議案の令和3年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第3号議案の広島県文化財保護審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について、坂光施設課長、説明をお願いいたします。

坂光施設課長： 第2号議案、広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について御説明申し上げます。

改正の内容は、財産の貸付けにおける連帯保証人に係る規定を整理するものでございます。

具体的な内容でございますが、次のページの新旧対照表を御覧ください。第34条第1項につきましては、これまで財産の貸付けに係る連帯保証人の要件として、県内に居住し、同一市町に引き続き2年以上、年額3,000円以上の固定資産税を納付している者又は県内に居住し、固定した収入を持って独立の生計を営む者で教育長が適当と認める者、いずれも県内居住者であることを要件としておりましたが、貸付けを行うに当たりまして当該要件が県外企業の参入の障壁となっていることから、これを改め、居住地にかかわらず担保力を有することを要件とするよう改正を行うものでございます。

また、第34条第2項につきましては、連帯保証人を立てさせるときの提出書類や、連帯保証人の死亡以外に連帯保証人として適当でない事由が生じた場合の扱いについて明記するなど、規定を整理するものでございます。

第41条につきましては、必要な文言の整理を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 必要な整理だと思っておりますけれども、財産の貸付けに係るといのは、教育委員会の業務だと具体的にはどのようなものが主なものか教えていただけますか。

坂光施設課長： 実際に教育委員会で貸付けがございましては、学校等の教育施設で自動販売機を設置

しております。それを行政財産の貸付けとして業者と契約をしております。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 高校生の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、高校生の就職をめぐる状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、高校生の就職をめぐる状況について御報告いたします。

まず、今年度の高校生の就職環境につきましては、試験開始が9月16日以降、複数応募可能期間は10月1日以降となっており、これに基づき就職試験が実施されております。資料1の(1)、設置者別就職内定状況の表の1行目を御覧ください。令和4年3月の広島県内の国公立高等学校における卒業予定者の9月30日現在の就職内定率は50.7%でございました。この数値を昨年度の採用選考開始月である前年10月末時点と比較いたしますと、前年10月末時点の就職内定率は61.0%であり、今年度が10.3ポイント低い状況でございます。また、前々年度の9月末時点の57.9%と比較いたしますと、今年度が7.2ポイント低い状況となっております。

また、表の3行目を御覧ください。県立高等学校のみの就職内定率は9月30日現在で56.6%となっており、前年10月末現在の64.2%より今年度は7.6ポイント低く、前々年度の9月末現在の60.7%より本年度が4.1ポイント低くなっております。

このような就職内定率が低下した原因といたしまして、ジョブ・サポート・ティーチャーから聴取したところ、台風の接近や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言下であったことなどの影響により、選考日程が後ろ倒しとなったケースが多く、9月30日現在では選考結果が出ておらず未内定の状況になったことでありますとか、求人数は前年9月末と比較し1.6%低下しており、特に高校生の希望が多い販売の求人が前年同期比で21.3%の下降、サービス業の求人が21.1%の下降となっているなど、大きく減少していることなどがあると報告を得ております。

こうした状況を踏まえ、県立高等学校を対象に緊急状況調査を行った結果、県立高等学校のみの就職内定率は10月21日現在で74.7%と、9月末時点の56.6%から確実に持ち直しており、選考開始日が同一であった昨年度の10月末現在の79.8%と比較しましても、5.1ポイントの差となっており、例年程度まで回復してきていると捉えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、高校生の就職をめぐる状況を注視し、広島労働局等の関係機関と緊密に連携し、未内定者に対し11月1日からオンラインで実施する合同就職面接会への参加を促すなど、対応を進めてまいります。

また、各学校において、進路指導主事やジョブ・サポート・ティーチャー、昨年度から配置している就職指導支援員が連携して、オンライン面接など新たな採用形態への対応に係る情報などの共有を図るほか、二次選考を行う企業を早期にリサーチし、二次選考に向けた取組の実施や、未内定生徒の一人一人への丁寧な面談等を行うなど、就職を希望する全ての生徒の進路実現が図れるよう指導・支援してまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： この数字だけを見ると少し心配になるところがあり、御説明をお聞きして要因が少し明らかになった状況だと思うのですが、それでもやはり依然として昨年と比べても少し悪い数字ということですね。ただ、世の中全般で言いますと、コロナにより多少景気

の問題もありかもしれませんが、本当に求人数がそんなに減っているのかということ、そうでもないように思うのです。やはり、高校生の希望と求人とのミスマッチのようなものがあると思いますので、その辺りがなるべく上手く埋まっていくような配慮というか、指導を実施していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

竹志高校教育指導課長： おっしゃっていただいたとおり、求人数としては表にもありますとおり3.08とかなり高い倍率でありますので、数はあると認識しています。ただ、先ほども言っておきまして、ミスマッチと言いますか、子供の希望とは合わない部分も若干ありますので、ここについては注視していきたいと思っております。それと、企業の中にも、生徒を育ててくださるような体力を持った企業もあります。子供たちが俗に言う、一部上場企業で名のある企業を求めているというのがありますけれども、そうではなく、未来志向で自分に合った企業に応募すると、そういったキャリア教育的な中身の指導も学校の方で充実していきたいと思っております。

菅田委員： 恐らく製造業系は、将来の人手不足を見込んで求人数は変わらずというか、増やしているところも多いと思います。今回のコロナでは観光業などそういったところが落ち込んでいるのだと思うのですが、その分野を希望している子がやむなく製造業に行ったときに、よく言われる3年未満の転職率の高まりがあるように思うのですが、その辺りは何か工夫されていることはあるのですか。

竹志高校教育指導課長： 俗に言われる早期離職、3年以内の離職ということになると思いますが、これは、かなり前から大きな課題だと認識しております。ジョブ・サポート・ティーチャー、就職指導支援員、こういった者が集まって会をしておりますけれども、マッチングのみならず、子供たちに確かな力を付けることであるとか、逆に持っているけれども気付いていない力を開拓するような、キャリア教育的な視点での取組をどうするかということも話題にしながら、今、並行して取組を進めております。

これは、本当に就職指導のみならず、教育課程そのものも変わっていかないとはいけませんので、今後は校長会をはじめ、いろいろなところでそういった視点でのカリキュラム作りを私どもも指導、支援していきたいと思っております。

近藤委員： 表の見方が違っていたら申し訳ないのですが、2番の広島県における高等学校卒業生の求人のところで、令和4年3月卒業予定の求職者数が2,661人になっていて、3,000人切っているのですが、これは、生徒数とかの割合で見ると、特に求職者が減っていると見る必要はないのか、それとも減っているのか、その辺りを教えていただければと思います。

竹志高校教育指導課長： 今、近藤委員に御指摘いただいたとおり、就職希望者数というのは減ってきております。今年は卒業予定者に対して就職を希望する生徒が13.0%です。ちなみに昨年度が14.1%、2年前が15.1%ということで、年々若干減ってきている状況です。この原因についてジョブ・サポート・ティーチャー等からは、やはりコロナの状況で先行きが分からない状況であるため、専修学校や大学へ行って、そこで力を付けることもそうなのですが、卒業する頃には落ち着くのではないかとということで進学している者が多いというのも聞いておるところであります。

細川委員： 御説明どうもありがとうございました。中学校の段階から就職に対するいろいろな情報とか指導をいただいている、高校の卒業生に対する状況の御説明であったと思うのですが、教育長も以前、商工会議所を含め、経済団体と協議をさせていただいたりとかする中で、私たちの努力不足もあるのですが、子供自身が、例えば広島市にある全企業をなかなか知り得ないのですよね。本当は自分に合った、自分の得意を生かした仕事があるにもかかわらず、その企業にたどり着かないとしたら、やはりその辺のところは今後も県教育委員会と関係経済団体と連絡を密にさせていただいて、こんな仕事をしている会社があるよというような情報を全県で展開していただければと思っております。

竹志高校教育指導課長： 今言っておきまして産業界との連携について、公式的にやっているものとしては経済団体訪問ですとか、ありとあらゆる場面で協力を要請することがあります。それともう一つ、産業教育振興会、細川委員にはかなり三次地区でもお世話になりましたが、この会を充実させて、地元の企業の魅力というのを先生にもよく知っていただくと。それで子供たちにしっかりその魅力を伝えていくようなプログラムを作っていくということをしていかないとはいけません。もちろんその知識だけではなく、県レベルでもこの産業教育振興会は進めておりますので、こういったものもより活性化させていくということを考えていきたいと思っております。

中村委員： インターンシップ、職場体験のようなことが増えてきているように思います。訪問し

てみて分かる雰囲気とかも大事だと思いますので、そういったことも引き続き生かして
いってもらえたらと思います。

竹志高校教育指導課長： こちらについても、今、学びの変革ということで、探究的な学習活動と体験活動とい
うのがすごく大事だということを言っております。インターンシップも体験活動の一つ
にはなりますし、そこからまた探究のテーマも子供たちが設定して研究していければと。
正に自分のことを探究していくことにつながればと思っておりますので、これもカリキ
ュラム開発の方に生かしてまいりたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和 2 年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和 2 年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状
について、豊田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

豊田豊かな心と身体育成課長： 報告・協議 2、令和 2 年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について報告
いたします。

資料 1 ページには、令和 2 年度の広島県における生徒指導上の諸課題の概要を、資料
2、3 ページには生徒指導上の諸課題の 5 年間の年次推移をグラフにし、3 ページの下
には各項目の数値のピーク時との比較を表にして示しております。

2、3 ページのグラフを御覧ください。令和 2 年度の調査結果の概要としましては、
暴力行為発生件数、長期欠席児童生徒数及び不登校児童生徒数については、前年度より
増加し、いじめの認知件数、中途退学者数については減少している状況でございます。

資料 4 ページ以降には、各調査項目の年次推移及び全国との比較を示しておりますの
で、後ほど御覧ください。

令和 2 年度の生徒指導上の諸課題の特徴として、この後 3 点御説明いたしますが、生
徒指導上の諸課題全体への影響といたしまして、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染
症の影響により、年度当初に一斉臨時休業が行われるとともに、日常の授業におけるグ
ループ活動や学校行事、部活動など様々な活動が制限され、生活環境も変化するなど児
童生徒を取り巻く環境に大きな変化があったことが挙げられます。

まず、特徴の 1 点目、暴力行為発生件数の増加です。暴力行為は、特に小・中学校の
入学年次で増加しております。このことについては、一斉臨時休業により早期の学級集
団づくりが進められなかったことなどの影響があったと市町教育委員会から聞いており
ます。また、負傷等を伴わない軽微なものも暴力行為として計上していることも、要因
であると捉えております。

暴力行為発生件数について、他県の状況も御覧いただくため、参考資料といたしまし
て児童生徒 1,000 人当たりの暴力行為発生件数の都道府県別グラフを配付しております。
令和 2 年度の中国 5 県の数値はいずれも全国平均を上回っており、中国地方の他県に聞
き取りをしたところ、各県とも、前年度と比較して増減はあるものの、本県同様の要因
により暴力行為発生件数が全国平均を上回っているとのことです。暴力行為発生件数が
全国的にも増加した平成 30 年度の都道府県別グラフも、参考のため配付をしており
ます。

今後は、小・中学校入学後の早い段階から、対人関係スキルを身に付けさせるための
支援の充実を図るとともに、家庭連携を行いながら丁寧に児童生徒等の話を聞くなど、
気持ちに寄り添いながらストレスや不安の解消に取り組んでいく必要があると考えてお
ります。

2 点目は、いじめの認知件数の減少です。コロナ禍の中で児童生徒が直接対面してや
り取りをする機会が減少したことに加え、偏見や差別が起きないよう各学校において正
しく知識や理解を促すことに努めたことなどによるものと考えております。

いじめにつきましても、各学校が組織として積極的に認知し早期対応することが重要
であることから、引き続き各学校がいじめの見逃しを防ぎ、早期対応できるよう様々な
研修を通じて指導してまいります。

3 点目は、不登校児童生徒数の増加です。不登校につきましては、小・中学校の全学

年で増加しております。不登校の主たる要因としましては、無気力、不安や生活リズムの乱れなど本人に係る状況、また、家庭に係る状況や友人関係をめぐり、学業の不振等の学校に係る状況が複雑に絡み合っており、児童生徒一人一人の状況に応じた対応が必要であると考えております。

本県では、令和元年度から市町教育委員会がスペシャルサポートルームを設置した小・中学校のうち11校を指定し、不登校の未然防止と不登校等児童生徒の社会的自立に向けた取組を進めており、令和2年度の不登校児童生徒数は、指定校11校中、9校において前年度以下となりました。今年度からは、指定校を21校に拡大するとともに、事務局内に新しく設置した不登校支援センターの指導主事が毎週指定校を訪問し、支援の強化・充実を図っているところです。今後は、指定校の取組事例の発信を通して、例えば児童生徒の社会的な自立を目指すこと、また、その際、児童生徒の状況に応じたきめ細やかな支援が必要であるといった、不登校等児童生徒への支援の在り方や考え方を県全体へ普及し、各学校及び市町教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 昨日も学校訪問のときに、いじめのきっかけがSNSだということが多くなっているという話を伺ったのですけれども、このいじめの数、コロナによる休業とかで減っているということは分かるのですけれども、逆にSNS、ネット上でのいじめというのはこの調査対象の数字の中に入っているのでしょうか。入っていたら、大体どれぐらいの割合なのでしょう。

豊田かな心と身体育成課長： いじめの態様としまして様々な要因を調査しているところでございますけれども、最も多いいじめの形としましては、冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる、これが認知件数全体の58.2%でございます。なお、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるというケースは、令和2年度は4.5%となっており、令和元年度の調査は3.7%でありましたので、0.8%の増加ということになります。

菅田委員： 恐らく実態はもっと多いと思われるのですが、その辺りはどうでしょうか。

豊田かな心と身体育成課長： ただ今の数字は小・中・高全てを対象とした合計の数字になりますので、ネット上のいじめについては、特に年齢が上がるにつれて多くなっていく傾向がございます。高等学校ですと、いじめの中で22.0%という数字になっているところでございます。

志々田委員： たしか水害があったときに、高校生たちが家に連絡をできなくて、広島県の県立学校では学校に持ち込んでいいですということをやりました。そのときの議論として、子供たちにスマホを持たせると、そうしたいじめの道具に使うことが増えるのではないかとということが懸念されたと思うのですが、実際に増えていたりはいらないのでしょうか。

豊田かな心と身体育成課長： 先ほども報告させていただきましたように、昨年度に比べて今年度は、件数、割合は増えております。

志々田委員： もちろん因果関係を証明する方法はないと思うのですが、子供たちが学校にスマホを持ち込むことがいじめの原因につながっているようなことを、学校の先生がお感じになられているのか、その辺りはお聞きになったことないのでしょうか。

豊田かな心と身体育成課長： いわゆる携帯電話等でのSNS等のやり取りについては、かつてに比べれば増えているということは聞いております。そういったことを通じてのいじめや誹謗中傷が増えているということは、現場の先生方からは聞いています。

志々田委員： だから持ち込ませない方がよいということは全然言うつもりはなく、持っているべきだろうと思いますし使い方の問題なので、いじめの道具に使うような使い方をしないよということも、やはりきちんと伝えていかなければいけないのかなということも今思ったりしました。新しい道具があれば面白くて、それを使い過ぎたり、間違った使い方をするのは年齢の若い人たちならある話なので、その辺りがこれ以上伸びないように、是非いじめについて、暴力行為もそうなのですから、学校と連携をしていただければと思います。

中村委員： 同じような点なのですが、私も菅田委員と一緒に学校を訪問して教員の話聞いた中で、トラブルのほぼ全ての発端がSNSになってきているという御指摘がありました。その分、いじめも水面下で起こって分かっていくなっているということがやはりあると思いますので、先ほど課長もおっしゃられたように、早期対応が大事だと思いますので、表面的には何も起こっていないように見えても、既にSNS等でいじめが始まっていたりすることが十分あり得るというようなことも是非、もう分かっていることだと思いますけれども、そういうことにしっかり対処していただければと思います。

思います。

それと、不登校の増加ということですが、これもいろいろ研修も行われたり、いろいろな対応策も出てきているところだと思いますので、一斉にこれをやろうということよりは、各現場でいろいろ工夫をしながら取り組んでいくという方向だと思いますので、少なくともどんな選択肢があるかといったようなことは、現場の先生方にしっかり伝えるようにしていただきたいと思います。

豊田豊かな心と身体育成課長：先ほどのICT等に関わってのいじめについては、教育委員会といたしましては、携帯電話、インターネットのトラブル対応マニュアルを作成し、市町教育委員会や各県立学校へ通知しているところでございます。また、各学校の生徒指導主事を対象とした生徒指導主事研修等においても、県警のサイバー犯罪対策の職員や総務省の中国総合通信局情報通信部・電気通信事業部職員等による、いわゆるインターネットの利用の現状及び安心・安全な利用に関わる講話等の実施を定期的に行っているところでございます。

実際にトラブルが発生した場合には、事実をしっかりと把握し、関係児童生徒・保護者への指導及び被害児童生徒の心のケア等を継続して行い、相談窓口等の紹介もしながら適切に対応するように指導を続けているところでございます。

中村委員：そうですね、先ほど言いましたようにいじめが表面的には見えなくなっている一方で、普段は聞いても何もないと答える生徒が、チャット機能だと少しサインを出してくれることもあるようです。個人のスマホで直接生徒とやり取りすることはNGになっていると思いますけれども、できる手段、やれるやり方でいかに生徒のサインに気付いてあげられるかということだと思いますので、そういったことを是非注視をしていただきたいと思います。

豊田豊かな心と身体育成課長：様々な窓口や相談しやすい体制を整えていくということが、まず大切かと思えます。当然、学校の現場ではアンケート調査等も行っておりますけれども、広島県が行っている「こころのライン相談@広島県」であるとか、24時間子供SOSダイヤル、いじめダイヤル24など、匿名でいつでも相談ができる環境作りを整えながら、そういった窓口の紹介等にも努めているところでございます。

菅田委員：暴力行為に関してなのですけれども、これは全国平均に比べて広島県は平成30年も令和2年も高いですね。ただ、逆に、これを見ていて、暴力行為と認定するのが県の教育委員会によってかなり差があるのかなとも思ったのですがどうでしょうか。それとも何か、全国的に統一した、これを暴力行為とするという明確な基準があるのでしょうか。

豊田豊かな心と身体育成課長：このことについては、文部科学省が暴力行為の定義を定めておりますし、例えば生徒間暴力の例なども示されているところでございます。広島県につきましては、いわゆる軽微なものといいますか、これが大きなものにつながらないように、又はいじめ等につながらないようにといったことで、そういった定義よりも少し感度を上げながら暴力行為を認知していく。そして、しっかり学校で把握した場合には、管理職等に報告し組織的に対応することが可能になりますので、いわゆる数が多いということに対して、ネガティブなことではなくて、しっかり先生方が見ていただいているという捉えをしているところでございます。

細川委員：御説明ありがとうございました。

今週のNHKの「クローズアップ現代」で旭川市の事件のことが報道されたのですが、やはり先ほど中村委員も菅田委員も言われましたように、携帯電話のSNSを使っていうのは、ちゃんと御対応いただいているし、相談窓口もあるしということでありましょうけれども、やはり改めてもう一回みんなで危機感を持って、改めて考える必要があるのではないかと考えております。あの事件を見ますと、本当にどうしようもない事件であります。本当に大変なことが起きてしまう前に、本県もしっかり認識をすべきであると思っておりますので、もう一度発言させていただきます。

それと、暴力行為、いじめ、それから不登校、このグラフを見ましても、例えば減ったからといって、例えば卒業されたからとかいろいろな要因もあるでしょうし、やはり一件一件をしっかり見ていただいて解決を図っていただかないと、ただ単に何件ありました、減りましたではなくて、その裏にあるそれぞれの事情をしっかり洗って対応していただきたいと思います。中には、報告が上がってきていないけれども起きていることもあると承知しておりますので、それを含めて今後の御対応の方をよろしく願いたいと思います。

豊田豊かな心と身体育成課長：まずもって、先ほどのICTのいじめに関わっては御指摘いただきましたように、インターネットを利用したいじめ等の防止について、様々な学校教育活動の中で、又は特

別の教科道徳なども通じながら、各学校における情報モラル教育の充実に向けた取組をしっかりと支援していく。そして、セキュリティの強化に加えて、そもそもの他者を思いやる心の育成であるとか、情報モラル教育の充実などに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

それから、いじめの件数について減少していると報告させていただきましたけれども、逆に言えば、暴力行為は増加している、そういうことにつながる可能性は十分にありますし、ICTなどによる見えないいじめもあるかもしれません。我々はそういった意味で、この数だけでなく中身をよくよく見ながら、実際に生徒の心に寄り添いながら対応していくことを引き続き行ってまいりたいと思っております。

近藤委員： 情報モラル教育の話が出てきたのですけれども、パソコン、携帯でのいじめの割合が高校生になると22.0%ということで、学年が上がるにつれて率が高くなるという話ですけれども、小学校、中学校でもタブレット等の端末を持つようになってきているということなので、やはり小学校とかの使いこなせる少し前からの教育というのが大事なのかなという気がします。

豊田豊かな心と身体育成課長： ICT機器の活用については、GIGAスクールに伴って小学校、中学校でも全員にそういうものを使わせるというような場面もございます。いわゆるSNSでのチャットなどによる被害等も全国的にも報告されているところでございます。

そういった中で、各学校においては一人1台の端末導入に当たって、オリエンテーションや授業等において情報モラルに係る指導を継続的に行うことが必要と考えております。また、今後もインターネットの危険性に対して、担当の指導主事等も派遣しながら、危険性についてもしっかりと把握した上での活用の在り方を進めてまいりたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和3年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果速報について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和3年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果速報について、豊田豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

豊田豊かな心と身体育成課長： それでは、令和3年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査結果の速報について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。初めに、1、調査の概要について御説明いたします。本調査は、本県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の現状を明らかにし、学校における体力向上や運動好きな児童生徒の増加に向けた取組を推進するため、県内公立学校の小学5年、中学2年、高校2年段階の児童生徒を対象として、今年度4月から7月までの間に実施をいたしました。

調査の内容は、(4)のアからウに示しております。この速報は、主にアについて報告するものでございます。

続いて、2ページを御覧ください。調査結果のまとめでございます。まず、(1)体力合計点平均値の年次推移について御説明をいたします。このグラフは、悉皆調査を開始した平成23年度から本年度までの体力合計点の平均値の推移を示しております。なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送っております。

本県の児童生徒の体力は、体力合計点平均値の年次推移を見ますと、平成30年度まで上昇傾向にありましたが、本年度の調査では、高等学校第2学年段階の女子以外は、令和元年度の調査結果を下回る結果となりました。今年度の調査結果につきましては、市町等への聞き取り等により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための様々な行動制限による影響があったものと考えられます。

なお、令和元年度の調査において全国的に児童生徒の体力は低下しておりますが、国は、その主な背景として、授業以外の運動時間の減少等を示しているところでございます。

続いて、3ページを御覧ください。(2)テスト項目別前回平均値との比較でございます。テスト項目ごとに各学年の県平均値を前回の令和元年度と比較し、前回以上の項目を二重丸で、下回っている項目を三角印で示しております。

今年度の調査結果の特徴について2点御説明いたします。表の右下を御覧ください。まず、1点目として、本年度の調査では48.1%の項目が令和元年度を下回っており、特に上体起こし、シャトルラン、持久走で多くの項目が下回っております。

次に、2点目といたしまして、高等学校第2学年段階の女子は、令和元年度を下回ったものは上体起こしのみとなっております、令和元年度以上の項目が多くなっていることでございます。

なお、高等学校第2学年段階の女子は、上段で示しました体力合計点の平均値につきましても、悉皆調査を開始した平成23年度から過去最高値となっております。

次に、4ページの(3)を御覧ください。(3)では、児童生徒アンケートにおいて、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることは好きですかの質問に対し、「好き」、「やや好き」と答えた児童生徒の割合を示しております。運動やスポーツをすることは好きですかの問いに対し、「好き」、「やや好き」と回答した児童生徒の割合は、男女ともに小学校段階、中学校段階において増加傾向は見られず、小学校、中学校、高等学校の全ての段階において男子と比べ、女子の、「好き」、「やや好き」と回答する女子生徒の割合は低くなっております。

なお、調査内容のイ、児童生徒アンケート調査及びウ、学校質問調査の調査結果などの詳細につきましては、年度内にホームページに掲載し、公表することとしております。その際、学校で行われた体育に関する指導改善の取組の好事例を併せて紹介し、児童生徒の運動・スポーツに対する関心や意欲を高める取組の充実を図ってまいります。説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 私はあまり運動が得意ではないのでイメージとして教えていただきたいのですけれども、上体起こしが下がったということは、体が硬くなったということなのかとか、シャトルランとか持久走が下がることは、運動能力として何が劣ったのかイメージさせていただければと思います。

豊田豊かな心と身体育成課長： 上体起こしというのはいわゆる腹筋運動による調査で、筋力の強さが必要でございます。それから、20mシャトルランは、20mを一定時間に往復できる回数、それから持久走はお分かりのとおりだと思います。これらは、全身持久力が必要とされるものです。このような筋力・持久力の低下傾向が見られるということで、やはり運動時間の減少や、コロナによる行動制限の影響が背景としてあるのではないかと考えているところです。

志々田委員： ありがとうございます。何となくイメージできた気がしますが、やはりそれだけコロナによる自粛の影響というのが人間にとって大きいことだったということも言えるかと思うのです。少し運動しないだけで下がってしまうというのが、やはり子供たちの体の発達の中で運動させるといえることがとても大事だということを改めてよく分かるデータとしてこれお示しいただけたと思うので、是非子供たちに運動場をぐるぐるぐるぐる回るぐらい楽しい学校、そういったことで子供たちの持久力をつけていかななくてはならないということを、今一度、学校の先生方にお伝えいただければと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございます。今回の結果についてもいろいろな要因があるので、それをもって駄目だということではないのですけれども、以前、小谷小学校に学校訪問行かせていただいたときに、あの学校は50年以上マラソンしているのですよね。校舎の中に入ると、反復横跳びの線が引いてあるのです。やはり、そういう環境を整えている学校は子供が自然と運動しようという気になって、どうりで中学駅伝も東広島とか三原の辺りは強いはずだと思ったりもしました。そういう環境の整備をしていただくことと、先日、川地小学校で為末さんの走り方教室を訪問したときも、教わる前と教わる後では子供の意識が変わるのですよね。例えば為末さんが、こうやったら速く走れるよと指導すると、確かに速く走れるようになるのですよね。やはり、そういう指導者が子供を指導することで、こういういろいろな項目がありますけれども、しっかり向上していくのだと思います。ですので、やはり環境と指導をしっかりやっただけであれば、特に弱いところはこういうふうにするかということをお伝えいただければいいのではないかと思います。よろしくお願いたします。

豊田豊かな心と身体育成課長： まず、環境の整備ということで申しますと、この調査結果に基づいて、各学校においては、いわゆる体育指導の改善計画を策定することになっております。各学校において、

その学校に応じた体力の増進の在り方についての改善計画等をこれから策定し、ホームページ等にも公開しながら進めていただきたいということで指導してまいりたいと思います。

それから、教師の指導力向上に関わる御指摘をいただいたと思いますけれども、体育指導の推進リーダーを対象とした研修会を、小・中学校の先生方を対象に実施させていただいているところです。研修の中身につきましては、各校の体力の課題、取組の実践交流、児童生徒が体を動かしたくなるような運動やプログラムの実技指導等の講義や実技を実施しています。

それから、先ほど委員に御指摘いただいたように、いわゆるトップアスリートやオリンピック・パラリンピアンなどの運動に関わる関心・意欲を高める出前授業等についても、積極的に今進めているところでございます。

中村委員： 少し細かい質問ですが、2ページで見ると、高校2年女子以外には、合計点、平均値は下がりました。それはコロナの行動制限が理由と思われるということですが、3ページを見ると、例えば高校女子だけでなく高校男子も、これは県の前回の平均値と比べているわけですね。だから同じ県の数字で前回、令和元年と比べているということですが、高校男子は上回っている項目の方が多いわけですが、それでも全体の平均値でいうと下がってしまう、これはそういう理解で合っていますか。

豊田豊かな心と身体育成課長： それぞれの項目に得点の基準があり、その合計点で体力合計点が出ております。幾らか上回っている項目もありますけれども、大きく下がった項目があると最終的には下がるということになります。

中村委員： ということは、上回った項目が多くても、下がった項目の下がり方が大きいと全体が前年より下がってしまうということなのですね。そうすると、例えばこの上体起こしと20mシャトルランは非常に大きく下がったということですね。この辺りの要因として、コロナの行動制限というには、少しそれだけでもないように思えるのですが、どうなのでしょう。

豊田豊かな心と身体育成課長： 先ほども種目についての御説明をしたところですけども、筋力が求められる上体起こし運動や、持久力が求められる持久走は、やはり総運動時間の減少というものの影響があるのではないかと考えているところです。詳細な分析等については、また今後進めていきたいと思っております。

菅田委員： 今かなりコロナの感染者数が幸いなことに減っていますけれども、福山の高校は山の山のところが多くて、一生懸命自転車で上がっている生徒もいれば、もう押して上がっている生徒もいるのですけれども、体力をつけるためにも、乗ったまま頑張りなさいというような指導はしてもらいたいです。その次に、これからは寒くなるのでいいのですけれども、体育のときはもう外すようにしてもらっていますが、やはりマスクは、2m以上離れているのだったら、通学のときも状況に応じて外したり、顎にかけるぐらいにしておきなさいというような指導もしていただければと思います。

豊田豊かな心と身体育成課長： コロナの話題になっておりますけれども、体育の授業でマスクを外してよいこと、登下校時においても、周囲との距離を保ちながらマスクを外してもよいことを通知しているところでございます。

菅田委員： ほとんどされているので。

豊田豊かな心と身体育成課長： 委員が見られたときにはマスクをされていたのかもしれませんが、暑い中であれば、外してもいいということになってございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:00)

【非公開審議】

第1号議案 令和3年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和3年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について

広島県文化財保護審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 37)